

平成29年 第7回

苓北町農業委員会総会会議録

## 平成29年第7回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年7月10日(月)  
午前9時30分 から 午前10時32分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 出席者  
(農業委員)  
1番 塚田 修彦                      2番 平田 秀夫  
3番 坂西 庄三                      5番 小野 三幸  
6番 大仁田 金次                    7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員(1名)              4番 山下 正道
5. 議事日程  
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について  
日程第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3. 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第4. 議案第49号 農用地利用集積計画の認定について  
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田 尚之・局長補佐 西川 文孝・主幹 瀬形 茂

### 7. 会議の概要

#### 1, 開会

開会 午前 9時30分

事務局

おはようございます。  
定刻になりましたので、只今から平成29年第7回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

福岡・大分両県を襲った九州豪雨は、発生以来で死者が、今日の新聞で見てもみますと21名となったようでございます。豪雨の凄さが連日、報道されております。多くの集落が孤立して救助を待ってられる方がたくさんいらっしゃるようでございます。豪雨で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げたいと思えます。熊本県でも阿蘇地方で被害が発生しているようでございます。梅雨明けが待ち遠しく思われます。本日もよろしくご審議のほどお願いします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、山下正道委員さんが欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、議事の進行は岡村会長にお願いします。

どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、1番の塚田修彦さんと、2番の平田秀夫委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、西川氏、瀬形氏を指名を致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。

申請物件の表示は4ページに別表として記載のとおりです。

申請地は5ページから12ページに図示しております。

荅北町坂瀬川の田1筆 531㎡、畑12筆 4,494㎡、  
13筆、合計5,025㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は、経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番  
坂西委員

はい。本件の申請人につきましては、親子関係ということでございまして、先程事務局からお話しがあったように、贈与による所有権の移転ということですので。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

議長

続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。

議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請物件の表示は14ページから15ページに別表として記載のとおりです。申請地は16ページから21ページに図示しております。

荅北町都呂々の田10筆 8,486㎡、畑8筆 14,094㎡、  
合計18筆、22,580㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は、経営規模を拡大するためとのことです。

議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1番 塚田委員 はい。本件の譲受人と譲渡人は、親子になられます。譲受人はこれまで酪農をされてたんですけど、昨年やめられて、親が飼っておられた繁殖牛を引き受けてされております。今回の申請地は牧草とかの飼料を作っておられましたが、引き続きされるということでございます。譲受人は60を過ぎておられまして、農業者年金を受ける前になったので、今回親から譲り受けようということです。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

議長 続きまして、日程第3. 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

23ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、苓北町坂瀬川の畑1筆、面積は、282㎡です。

転用の目的は、個人住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、実家に居住しているが手狭となったため、新たに宅地を探していた。申請地は町道に面しており、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を個人住宅として転用したい」ということです。

申請地は、24ページから26ページをご覧いただきたいと思いますが、町道木場線の坂瀬川保育園を過ぎて、約1km行った所の左側です。(八ツ手橋から約50m)

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は農業振興地域の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番  
坂西委員

はい。本件につきましては、申請人の方からお話しを聞いてきたわけですが、申請地は26ページにあるように、黒い部分になっております。その隣に現在のお住まいがあるわけですが、親子で住んでおられまして、すぐ近くなので便利が良いということでございました。また、現在の宅地も傾いてきているということで、先々はこちらに一家でなられるということでございました。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第4．議案第49号 農用地利用集積計画の認定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、日程第4．議案第49号 農用地利用集積計画の認定について、ご説明いたします。

これは、町が農業委員会などの関係機関、農協や農業公社等団体の協力を受けて、農地の貸し借りや売買の意向などを基に農地の掘り起こし活動を行い、農業経営基盤強化促進法、安心して農地を貸せる仕組みの整備に基づき、農業委員会に意見を求めるものです。

28ページの総括表をお開きください。

所有権移転の計画が、田2筆、8,180㎡となっています。

続きまして、29ページをご覧ください。

所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。

所有権を移転する者は、熊本県農業公社です。利用内容は、水稻です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

6番  
大仁田委員

所有権の移転の内容で対価ですが、値段だと思いますが、割って見ると、10a当たりどのくらいになるんですか。

事務局

場所は、ほ場整備がしていない田んぼになります。志岐地区はほ場整備がしてある所で100万円という話がありますが、坂瀬川ということで1反当たり30万円ということで話がつきました。

6番  
大仁田委員

そういうことで基準価格というか参考になるということですかね。

あくまでもお互い納得された上でということでございます。あのう、実はですね。隣の人がもう一つ田んぼがあったんですよ。そこも同じ値段で相談したら、その

事務局 値段では売れないということで、そこはあきらめたんですよ。ですから30万円というのも標準にはならないかなと思います。

議長 あくまでもほ場整備してなか田んぼでしょうけんね。

6番 道路も入っとらんですもんね。  
大仁田委員

事務局 道路もなかつです。ここはですね。たまたま所有者も一人なので、合筆したつですよ。ですから何もなかつですよ。

議長 自分で造成できるんでうか。

事務局 そうです。好きな形に変えはさるつとですね。

議長 面積が広かけんですね。

事務局 8反ぐらいあるけんですね。

6番 前に私も一部借りてたことがあつとですよ。  
大仁田委員

事務局 ちょっと排水がよくなかつですよ。

議長 もうこれは、農業公社の方に売ってあつたということですね。

事務局 そうですね。先々月だったと思います。



議 長

この件につきまして、他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

無いようでございますのでこの件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第49号は原案どおり許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局からその他事項がございます。

1. 次回の農業委員会総会について

次回、平成29年第8回総会は、平成29年8月10日(木)午前9時30分から庁議室での予定です。

2. 苓北町認定農業者との懇談会

平成29年7月27日(木)午後4時から苓北町保健センターの研修室で開催します。

はい、ありがとうございました。只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。

(意見ありの場合)

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(意見なしの場合)

議 長

他にご意見はございませんか。

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成29年第7回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時32分

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_